

大正九年通信省令第七十五号

船用品検査試験規則

船用品検査試験規則左ノ通定ム

本令ハ大正九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一条 本令ニ依リ検査又ハ試験ヲ為スヘキ物品ノ種類及検査又ハ試験ノ種別ハ別表ノ定ムル所ニ依ル但シ別表所定以外ノ船用品ノ検査又ハ試験ニ在リテモ事務ノ都合ニ依リ之カ依頼ニ応スルコトアルヘシ

第二条 本令ニ依ル検査又ハ試験ハ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ於テ之ヲ行フ但シ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ハ事務ノ都合ニ依リ別表ニ拘ハラズ検査又ハ試験ノ依頼ニ応スルコトアルヘシ

第三条 船用品ノ検査又ハ試験ヲ依頼セムトスル者ハ検査品又ハ試験品ト共ニ依頼書(第一号書式)ヲ其ノ検査又ハ試験ヲ受ケムトスル船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ提出シ検査試験手数料ヲ納付スヘシ但シ検査品又ハ試験品ヲ提出シ難キトキハ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ限り該検査品又ハ試験品ノ所在地ニ於テ検査又ハ試験ヲ受クルコトヲ得

前項但書ニ依リ検査又ハ試験ヲ受クル者ハ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ノ指定スル所ニ從ヒ当該官吏ノ出張ニ要スル成規ノ旅費ヲ納付スヘシ

第四條 検査又ハ試験ヲ依頼セムトスル者ニ於テ必要ト認メタルトキハ検査品又ハ試験品ニ説明書、仕様書又ハ図面ヲ添付スヘシ

第五條 削除

第六條 運輸大臣ノ定ムル検査又ハ試験ニ関スル規程ニ依ル検査又ハ試験ヲ依頼シタル船用品ニシテ該規程ニ適合スルモノト認ムルトキハ之ニ別記雛形ノ甲号検印及証明書番号ヲ附スルト共ニ検査又ハ試験依頼者ニ合格証明書(第二号書式)ヲ交付ス

第七條 検査試験手数料ハ別表ノ定ムル所ニ依ル
特種ノ品質構造ヲ有スルモノ又ハ検査試験手数料ノ規定ナキモノノ検査試験手数料ハ別表ニ準シ其ノ都度之ヲ定ム其ノ予メ手数料ヲ定メ難キモノニ在リテハ検査又ハ試験終了後之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ検査又ハ試験終了後指定ノ手数料ヲ納付スヘキ旨ヲ依頼書ニ記入セシム

第八條 検査又ハ試験ヲ依頼シタル場合ト雖既ニ検査又ハ試験ニ著手シタルトキハ検査試験手数料ハ之ヲ徴収ス
二提出シ複本又ハ抄本ノ交付手数料ヲ納付スヘシ
船用品合格証明書又ハ船用品検査試験成績書ノ複本若ハ抄本ノ交付手数料ハ一通ニ付五十円トス
手数料ハ凡テ之ニ相当スル収入印紙ヲ手数料納付書(第五号書式)ニ貼附シテ納付スヘシ

第九條 検査又ハ試験依頼者ハ検査品又ハ試験品ノ運搬其ノ他検査又ハ試験ヲ行フ為テ特種ノ費用ヲ要スルトキハ之ヲ負担スヘシ

第十條 検査品又ハ試験品ノ検査又ハ試験中ノ滅失若ハ毀損ニ因ル損害ニ対シテハ賠償ノ責ニ任セス

附 則 (大正十一年四月四日通信省令第三号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和四年六月八日通信省令第二号) 抄

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年二月二〇日通信省令第八号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十八年十一月一日運輸通信省令第六号) 抄

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二十年五月一九日運輸省令第一号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二十三年一月二〇日総理庁・運輸省令第一号)

この命令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十四年二月二八日運輸省・経済安定本部令第二号) 抄

この命令は、昭和二十五年一月一日から施行する。

附 則 (昭和二十五年四月一九日運輸省令第三号) 抄

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。



- 附 則 (昭和三〇年四月一日運輸省令第一三号) 抄
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和三一年一〇月二〇日運輸省令第五五号) 抄
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 3 この省令施行の際、すでに製造された機関又は製造中の機関については、なお従前の例によることができる。
- 附 則 (昭和三三年二月二六日運輸省令第五四号)
- この省令は、昭和三十四年一月一日から施行する。
- 附 則 (昭和三七年三月二五日運輸省令第四号) 抄
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和三八年四月一日運輸省令第二〇号) 抄
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和四〇年五月一九日運輸省令第三五号)
- この省令は、昭和四十年五月二六日から施行する。
- 附 則 (昭和四〇年八月二六日運輸省令第六一号) 抄
- 1 この省令は、昭和四十年九月一日から施行する。
- 附 則 (昭和四八年六月九日運輸省令第二〇号) 抄
- (施行期日)
- 1 この省令は、昭和四十八年七月一日から施行する。
- 附 則 (昭和四八年二月一四日運輸省令第五〇号) 抄
- (施行期日)
- 1 この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十号)の施行の日(昭和四十八年十二月十四日)から施行する。
- 附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一二号) 抄
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 別記雛形
- 附 則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)
- この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
- 附 則 (令和二年二月二三日国土交通省令第九八号)
- (施行期日)
- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 第一号書式(日本産業規格A列四番)



第二号書式 (日本産業規格 A 列四番)
第三号書式 (日本産業規格 A 列四番)
第四号書式 (日本産業規格 A 列四番)



別表		物品種別	検査又は試験の種類	適用規格	手数料(単位円)	備考
材料試験機	引張試験機又は圧縮試験機	試験及び検査	船用品試験機試験規格	ひょう量一トン以下のもの一台につき ひょう量五トンをこえ五トン以下のもの一台につき ひょう量二〇トンをこえ二〇トン以下のもの一台につき ひょう量六〇トンをこえ六〇トン以下のもの一台につき ひょう量一五〇トンをこえ一五〇トン以下のもの一台につき ひょう量三〇〇トンをこえ三〇〇トン以下のもの一台につき ショーア式のもの一台につき プリネル式のもの一台につき ロックウエル式のもの一台につき ヴイツカース式のもの一台につき シヤルビー式のもの一台につき アイソツト式のもの一台につき アイソツトシヤルビー式のもの一台につき	六〇〇 七〇〇 八〇〇 一、〇〇〇 一、七〇〇 二、五〇〇 三、五〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇 五〇〇 七〇〇 八〇〇 八〇〇 八〇〇	別記一号の通り
	衝撃試験機	試験及び検査		ひょう量一トン以下のもの一台につき ひょう量五トンをこえ五トン以下のもの一台につき ひょう量二〇トンをこえ二〇トン以下のもの一台につき ひょう量六〇トンをこえ六〇トン以下のもの一台につき ひょう量一五〇トンをこえ一五〇トン以下のもの一台につき ひょう量三〇〇トンをこえ三〇〇トン以下のもの一台につき ひょう量一五〇〇トンをこえ一五〇〇トン以下のもの一台につき ひょう量三〇〇〇トンをこえ三〇〇〇トン以下のもの一台につき	八〇〇 八〇〇 八〇〇 七〇〇 五〇〇 三〇〇 三〇〇 三〇〇 四〇〇 一、四〇〇 一、五〇〇 一、七〇〇 二、〇〇〇 二、三〇〇 二、六〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇	別記二号の通り
材料試験機検定器	衝撃試験片ゲージ	同右	船用品試験機試験規格	ひょう量一トンにつき 一回路につき 一個二四端子又はその未満ごとに	二、五〇〇 二、五〇〇 五〇〇	別記四号の通り
	硬試験機用ダイヤモンド圧子	効力試験	鋼船構造規格又は船舶機関規則(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一式につき 一回路につき 一個二四端子又はその未満ごとに	二、五〇〇 二、五〇〇 五〇〇	
金属材料試験材	動的指示器	同右		一個につき	一〇〇	
	抵抗線ひずみ計切換器	同右		一個につき	一〇〇	
金属材料試験材	抵抗線ひずみ計	同右		一個につき	一〇〇	
	引張試験	同右		一個につき	一〇〇	
	屈曲試験	常温 加熱又は冷却		一個につき	三〇〇	
	圧縮試験			一個につき	一〇〇	
	抗折試験			一個につき	一〇〇	
	衝撃試験			一個につき	一〇〇	
	衝撃引張試験			一個につき	一〇〇	
	硬試験			一個につき	一〇〇	
	顕微鏡組織試験			一個につき	五〇〇	
	肉眼組織試験			一個につき	二〇〇	
	定性分析試験			成分の指定あるとき一成分につき	三〇〇	

の 分 成
〇 〇 五

<p>鋼製品又は可鍛鉄製品</p>	<p>鋼製びよう</p>				
<p>落下試験及びつち打試験並びに検査</p>	<p>打展試験</p>				<p>鍛鋼材</p>
<p>右同 満未のそは又ムラグロキ〇五二個一</p>	<p>右同 きつに個一</p>				<p>同右 きつに分成一きとるあ定指</p>
<p>〇〇一</p>	<p>〇〇一</p>				<p>右同 にとご満未のそは又ント一個一 〇〇一</p>

管	圧潰試験		一個につき	
	押広試験		一個につき	
	材料検査		五〇〇キログラム又はその未満ごとに	
発条	圧縮試験		一個につき	
	けん引試験		一個につき	
	引張試験		一個につき	
	ねん回試験		一個につき	
	繰返屈曲試験		一個につき	
	けん解試験		一個につき	
木材試験材	引張試験		一個につき	
	圧縮試験		一個につき	
	せん断試験		一個につき	
	含水率測定試験		一個につき	
	乾燥試験		一個につき	
	素線切断試験		七個又はその未満ごとに	
	素線ねん回試験又はけん解試験		七個又はその未満ごとに	
鋼索	効力試験	素試験規程	索径一〇ミリメートル以下のもの一条につき	別記五号の通り
			索径二〇ミリメートルをこえ三〇ミリメートル以下のもの一条につき	別記六号の通り
			索径三〇ミリメートルをこえ四〇ミリメートル以下のもの一条につき	
			索径四〇ミリメートルをこえ五〇ミリメートル以下のもの一条につき	
			索径五〇ミリメートルをこえるもの一条につき	
			索径一〇ミリメートル以下のもの一条につき	
			索径二〇ミリメートルをこえ四五ミリメートル以下のもの一条につき	
			索径四五ミリメートルをこえ七〇ミリメートル以下のもの一条につき	
			索径七〇ミリメートルをこえるもの一条につき	
			一枚につき	
			けん引荷重三トン以下のもの一個につき	
			けん引荷重三トンをこえるもの一個につきけん引荷重一トン又はその未満ごとに	
			けん引荷重三トン以下のもの一個につき	
アイ	滑車	効力試験	けん引荷重三トン以下のもの一個につき	別記七号の通り
	布地	けん引試験及び検査	けん引荷重三トンをこえるもの一個につきけん引荷重一トン又はその未満ごとに	別記八号の通り
	同右	同右	同右	同右

消火器	簡易式	同右	則	船舶消防設備規	一個につき	五〇〇	別記一号及び四号の通り
消火ホース継手	同右	同右			一個につき	一〇〇	
消火ホース	同右	同右			一個につき	三〇〇	
ノズル	同右	同右			一個につき	一〇〇	別記四号の通り
非常ポンプ	同右	同右	則	船舶消防設備規	一台につき	一、〇〇〇	
消火ポンプ	効力試験	効力試験			一個につき	一、〇〇〇	
部分品	炭酸ガス容器	計量気密試験			一組につき	三〇〇	
固定式消火装置	操作弁	同右			一式につき	一、五〇〇	
固定式の消火装置	手動火災警報装置	同右			一個につき	二〇〇	
	探知装置	同右			一個につき	一、〇〇〇	
	警報装置	同右			一個につき	八〇〇	
	検出器	同右			一個につき	四〇〇	
分品	空気管	同右			一個につき	二〇〇	
火災探知装置部	電気サーモスタット	同右	則	船舶消防設備規	一個につき	四〇〇	別記四号の通り
火災探知装置	水密格納箱	同右			一式につき	一、五〇〇	別記二号の通り
	落下さん付信号用けん銃	同右			一個につき	一〇〇	
	ロケット又は弾丸	同右			一個につき	四〇〇	
	命索	同右			四個又はその未滿ごとに	三〇〇	別記四号の通り
	救命索発射器に使用する救命索	同右	同右		四條又はその未滿ごとに	二、〇〇〇	
	持運び式無線装置	同右	則	船舶救命設備規	一式につき	二、〇〇〇	
	無線電信設備	同右			一個につき	二、〇〇〇	
	応急医療具	同右			一個につき	二〇〇	別記四号の通り
	シー・アンカー	同右			一個につき	三〇〇	
	離脱装置	同右			一個につき	三〇〇	
	機械推進装置	同右			一式につき	五〇〇	
	發動機	同右			一台につき	一、〇〇〇	
	ウインチ	同右			一台につき	一、五〇〇	
	ダビット	同右	則	船舶救命設備規	一組につき	一、五〇〇	
	霧中号角	同右			一個につき	三〇〇	別記四号の通り
	号鐘	同右			一個につき	三〇〇	
	昼間掲揚形象物	同右			一個につき	六〇〇	別記四号の通り
	国際信号旗	同右			一個につき	一、〇〇〇	別記一号及び四号の通り
	手動ポンプ	同右			一個につき	八〇〇	別記四号の通り
	水密空気箱	同右			一隻分につき	五〇〇	別記四号の通り
		同右				三〇〇	

測鉛	偏針儀	同右		一個につき	二〇〇	別記四号の通り
	水平指力計	同右		一個につき	二〇〇	
品	傾針儀	同右		一個につき	二〇〇	別記四号の通り
	修正装置付架台	同右		一個につき	七〇〇	
磁気ら針儀部分	ら盆	同右		一個につき	三〇〇	別記二号の通り
	修正装置あるもの	同右		一組につき	三〇〇	
アンモニア防毒マスク部分品	修正装置あるもの	同右		一組につき	一、〇〇〇	別記二号の通り
	修正装置なきもの	同右		一個につき	三〇〇	
アンモニア防毒マスク	ガラス	同右		一枚につき	二〇〇	別記二号及び四号の通り
	防水剤	同右	鋼船構造規程	一個につき	四〇〇	
げん窓	防水剤	同右		一個につき	二〇〇	別記二号、四号及び一三号の通り
	ガラス	同右		一枚につき	二〇〇	
そう口覆布部分	防水布地	同右		一枚につき	二〇〇	別記四号、七号及び一四号の通り
	防水剤	同右		一枚につき	二〇〇	
そう口がい板	そう口覆布	同右		一枚につき	二〇〇	別記二号の通り
	そう口覆布	同右		一枚につき	二〇〇	
いかり	いかり	同右		一枚につき	二〇〇	別記九号及び一三号の通り
	いかり	同右		一枚につき	二〇〇	
ウインドラス	ウインドラス	同右		一枚につき	一、五〇〇	別記九号及び一三号の通り
	ウインドラス	同右		一枚につき	一、五〇〇	
防火構造	防火構造試験材	同右		一個につき	二、〇〇〇	別記九号及び一三号の通り
	防火構造試験材	同右		一個につき	三、〇〇〇	
品	清浄かん	同右		一個につき	三〇〇	別記九号及び一三号の通り
	酸素発生かん	同右		一個につき	三〇〇	
可燃性ガス検定器	酸素容器及び附属品	同右		一個につき	一〇〇	別記九号及び一三号の通り
	清浄かん	同右		一個につき	三〇〇	
消防員器具部分	清浄かん	同右		一個につき	三〇〇	別記九号及び一三号の通り
	酸素発生かん	同右		一個につき	三〇〇	
消防員器具	自蔵式呼吸具	同右		一個につき	五〇〇	別記二号及び四号の通り
	自蔵式呼吸具	同右		一個につき	五〇〇	
消火器部分品	消火剤	同右		一個又は一組につき	三〇〇	別記四号の通り
	消火剤	同右		一個又は一組につき	一、五〇〇	
移動式	移動式	同右		一個につき	一、〇〇〇	別記四号の通り
	移動式	同右		一個につき	一、〇〇〇	
固定式	固定式	同右		一個につき	一、〇〇〇	別記四号の通り
	固定式	同右		一個につき	一、〇〇〇	
持運び式	持運び式	同右		一個につき	八〇〇	別記四号の通り
	持運び式	同右		一個につき	八〇〇	
消防員器具	自蔵式呼吸具	同右		一個につき	五〇〇	別記二号及び四号の通り
	自蔵式呼吸具	同右		一個につき	五〇〇	
可燃性ガス検定器	船船消防設備規	同右		一個につき	四〇〇	別記二号及び四号の通り
	船船消防設備規	同右		一個につき	四〇〇	
防煙ヘルメット	防煙ヘルメット	同右		一個につき	八〇〇	別記二号及び四号の通り
	防煙ヘルメット	同右		一個につき	八〇〇	
安全灯	安全灯	同右		一個につき	八〇〇	別記二号及び四号の通り
	安全灯	同右		一個につき	八〇〇	
消防員器具	防煙ヘルメット	同右		一個につき	八〇〇	別記二号及び四号の通り
	防煙ヘルメット	同右		一個につき	八〇〇	

測深機械	同右			一台につき	一、〇〇〇	別記一五号の通り
測程機械	同右			一組につき	五〇〇	別記一五号の通り
六分儀	同右			一個につき	七〇〇	
気圧計	同右			一個につき	五〇〇	
テレグラフ	同右			一組につき	五〇〇	別記一五号の通り
	複式			一組につき	八〇〇	
だ角指示器	同右			一組につき	五〇〇	
回転速度計	同右			一組につき	一、〇〇〇	
探照灯	同右			一個につき	一、〇〇〇	
耐爆灯	同右			一個につき	一、五〇〇	別記四号の通り
船用電球	同右			一個につき	三〇〇	
	一般塗料			一種につき	五〇〇	
	船底塗料			一種につき	一、三〇〇	
	耐火塗料			一種につき	七〇〇	

備 一 ひよう量二種以上を有する試験器については、最大ひよう量に対する手数料に、最大ひよう量以外の各ひよう量に対する手数料の三割を加算する。
 考 二 次の表上欄に掲げる物品について検査又は試験を行う場合において、同表下欄に掲げる部分品又は附属品が船用品検査試験規則による検査又は試験若しくは船舶安全法（昭和八年法律第十号）第六條ノ四第一項の規定による検定を経ないものであるときは、そのものに対する規定の手数料を加算する。

硬試験機	硬試験機用ダイヤモンド圧子					
船灯	無色透鏡、無色円筒形ガラス、無色なつめ形ガラス、無色球形ガラス、着色円筒形ガラス、着色そう入ガラス					
信号装置	水密格納箱					
国際信号旗	各色ごとの布地					
落下さん付信号	落下さん付信号けん銃					
救命索発射器	救命索、ロケット又は弾丸					
火災探知装置	電気サーモスタツト、空気管、検出器、警報装置、探知装置、手動火災警報装置					
消火器	消火剤、充てん用具					
自蔵式呼吸具	清浄かん、酸素発生かん					
そう口覆布	防水布地					
げん窓	ガラス					
アンモニヤ防毒マスク	吸収かん					
磁気ら針儀	予備の羅盆、傾針儀、水平指力計、偏針儀					

三 引張又は圧縮のいずれかについて検査試験を行う場合には本表に掲げる額とし、引張及び圧縮を合せて検査試験を行う場合には本表に掲げる額にその五割を加算する。
 四 当該試験品が試験のため損傷又は消耗を伴うものであって、別に試験品を提出せしめたものについては、手数料算定の個数より除外する。
 五 再試験手数料は、本表に掲げる額の二割とする。
 六 一条の長さ二〇メートルをこえる場合には、こえる長さ二〇メートル又はその未滿ごとに本表に掲げる額の三割を加算する。
 七 一枚の長さ五〇メートルをこえる場合には、こえる長さ五〇メートル又はその未滿ごとに本表に掲げる額の三割を加算する。
 八 同一種類のもの二五個以内を連結したものは、これを一個とみなす。
 九 所定の試験荷重をこえる荷重を加えてけん引試験を行う場合には、本表に掲げる額に、こえる荷重一トン又はその未滿ごとに一〇円を加算する。
 一〇 フック又はシャツクルが附属したものについて連結したままけん引試験を同時に行う場合には、フック又はシャツクルについては手数料をとらない。
 一一 再試験手数料は、本表に掲げる額の半額とする。
 一二 古品については、本表に掲げる額にその五割を加算する。
 一三 金属材料試験材の試験をあわせて行う場合には、その試験に対する規定の手数料を加算する。
 一四 布地が船用品検査試験規則による検査又は試験若しくは船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六條ノ四第一項の規定による検定を経たものであるときは、一枚につき一〇〇円とする。
 一五 二個以上の受信器を有するものについては、増設した受信器一個につき、本表に掲げる額にその二割を加算する。ただし、複式テレグラフが単式受信器を有するものときは、受信器二個をもって一個とみなす。